

## 別紙4 タブレット端末保証内容（案）

※ 本案の内容を最低でも包括すること。

### 1 保証適応範囲

- (1) 破汚損（故意は除く）
  - (2) 機械故障（バッテリー劣化による障害/故障を除く）
  - (3) 水没（地震起因による水没を除く）
  - (4) 台風、水害による故障
  - (5) 紛失
  - (6) 盗難
- ※ 全損などによる交換修理の場合は、自動的に保険適用される。
- ※ 機器交換修理による解約がない。
- ※ 地震起因による水没、紛失、破汚損は保障対象外となる。
- ※ 改造による故障は保障対象外となる。

### 2 求償に必要な情報・書面

#### 1. エンドユーザー名

※学校であれば学校名（公立学校の場合は自治体名を含めたフルネーム）、自治体及び特殊法人の場合は 自治体名及び特殊法人名と部署名、法人の場合は法人名と部署名

#### 2. お名前

#### 3. ご連絡先（ご担当者様メールアドレス）

#### 4. シリアル番号または端末を特定できる情報（デバイス名/アセット ID など）

#### 5. 事故日

#### 6. 症状

#### 7. 返送先

#### 8. 紛失/盗難 申告書（自治体及び特殊法人、民間企業は除く）

※盗難/紛失で保証を受ける場合、所定の申告書へ責任者の方のフルネーム直筆サインが必要です。 学校の場合、校長先生もしくは教頭先生のフルネーム直筆サインをお願いします。 学校斡旋販売による個人所有の場合、ご両親どちらかのフルネーム直筆サインをお願いします。

※海外からの求償はできません。

### 3 保証対象機器 1. Apple iPad(Gen7～Gen10) 等

#### 1. Apple iPad(Gen7～Gen10) 等

2. GIGA スクール用 Chromebook (ASUS、Lenovo、DELL 他) 等

3. Widows (SurfaceGo・Go2・Go3・Go4、SurfacePro 7・7Plus・8・9) 等

※上記を一例とし、事前問い合わせにて対応可否を調べること。

※ただし、機種により保証対象と出来ない機種や、機種により金額が異なる場合となる。

※純正 AC アダプタ、ケーブルは保障範囲内となる。バッテリーは保障範囲外となる。

※付属品(キーボード、マウスなど)は対象外となる。タッチペンについては、本体に収納できるタイプ以外は補償対象外である。Suraface Go シリーズ・Pro シリーズ用タイプカバー、Suraface ペンのみ 別途保証メニューがございますので、都度協議必要。

#### 4 必須条件

(1) 修理依頼の為に下記情報が必要である。

1. AppleSchoolManager デバイス管理マネージャーアカウント

2. MDM・ワイプができる権限

3. Google WorkSpace for Education Mobile Device Management 管理権限アカウント

4. Windows ローカル管理者権限

(2) 再キッティング有プランの場合、再キッティングの為に下記情報が必要である。

1. MDM 管理者権限 (Apple/Google 共通) / Windows 初期イメージ  
(ひな形イメージ)

2. キッティング手順書

#### 5 修理条件

1. Apple デバイスは交換修理となります。また、DEP デバイスの場合は、DEP での返却とならない可能性となる。

2. (Apple の仕様) その場合、キッティング込みの場合は、マニュアル DEP でのお届けになる。

3. Chromebook は、回復修理を基本としますが、全損級の破損の場合、本体交換である。

4. Surface 製品は交換修理となる。

5. 交換修理の場合、モデルが変更になる可能性となる。

6. 交換修理の場合、再整備品となる可能性となる。

7. 盗難や紛失により、無くなったデバイスが発見された場合は、申告していただくことを必須である。

万が一申告がなかった場合は、端末代金を請求となる。

8. 再キッティングではデータ移行を行わない。

## 6 請求

- 1.保証期間全額を開始当月払いを基本とするが、契約により、単年額前払いにも対応する。
2. 退学、休学、転校等による契約端末数の変更及び解約は受付しない。

## 7 保証料

- (1) 契約期間中に契約時保証料金から金額が上がる（追加料金が発生する）ことはない。
- (2) 契約期間中に下記条件 1. 2. 3. のいずれかに該当した場合、新規契約や更新時に保証料金が増額になる可能性となる。
  1. 盗難、紛失が契約台数の 1%になった場合
  2. 全損、交換修理が契約台数の 15%に達した場合（Apple デバイスを除く）
  3. 故障修理受付が契約台数の 20%に達した場合
- (3) 保証料変更時は、契約満了月に報告する必要がある。
- (4) 導入後 3 年未満の端末は契約更新が可能です。更新時の契約価格については、市況を鑑みて変動する場合、都度協議が必要。

## 8. 契約

1. 整数年契約となります、最低契約年数は 1 年以上、契約月数は 12 ヶ月単位となります。
2. 契約対象は、教育機関、学校法人、自治体、特殊法人、民間企業、個人事業主、個人となる。
3. 契約月数以下での途中解約はできません。
4. 必要事項として、エンドユーザー名、デバイスシリアル No、アセット ID またはデバイス名、緊急連絡先をお知らせください。
5. 導入済み端末でも契約可能となりますが、導入後 3 年以上経過した端末は契約不可能となります。
6. 補償提供範囲は買取のデバイスが対象となる。（レンタル品は含まない）
7. 契約時、シリアル一覧、デバイス名一覧を確認必要。
8. 解約後 2 年間は再加入できない。
9. 加入は 5 年間まで可能。（新品の場合）

## 9. 解約

1. 契約満了日をもってユーザー通知無く、自動的に解約となります。延長の場合は申告が必要。
2. 全損や盗難、紛失デバイス数が契約台数の過半数を超えた場合は、次期契約ができない場合がある。